
西紋別地区広域ごみ処理施設
長期包括的運転管理等業務
質問回答書
(第2回)

平成24年6月8日

西紋別地区環境衛生施設組合

1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	13	第4章	4.5	(8)	3)参考資料2の閲覧	受入貯留ヤードに関しまして、閲覧資料(図番A-5469)では、「受入貯留ヤード」「スプリング入りマットレス解体スペース」「処理不適物貯留スペース」とに仕切られています。現場確認時には区切り(仕切り)がありませんでした。仕切りは今後設置される予定でしょうか。また、仕切りを設置する場合、その仕切りはどのような仕様のものでしょうか(可動式または固定式仕切り壁、ポールによる仕切り等)	仕切りを設置する予定はありません。
2	13	第4章	4.5	(8)	3)参考資料2の閲覧	破碎選別施設の搬入に関しまして、閲覧資料から「計画月最大変動係数」は「1.35」との記載がありましたが、月別の変動係数をご教示いただけますでしょうか。	回答時に提示する資料を参照してください。なお、この資料は、施設計画時の最新の5年分(平成16年度～平成20年度)であることから、参考扱いとします。
3	13	第4章	4.5	(8)	3)参考資料2の閲覧	■設置届出書の記載数値について 処理能力の記載欄で破碎選別施設:6.509t/h,破碎施設:1.818t/hとありますが、「参考資料1」で配付されました■フローシート内で ①高速回転式破碎机がある側を破碎選別施設とし、また粗破碎机側を破碎施設と解釈してよろしいでしょうか。 ②「参考資料1」で配付されました■主要設備概要書内では上記の破碎机の破碎能力は両機ともに0.804t/hと記載されています。また本入札説明書4頁第3章3.5施設概要では、「破碎選別施設の施設規模は5t/日(5時間運転)」と記載されています。各数値の取扱はどのように考えたらよろしいでしょうか。	①ご質問のとおりです。 ②5t/日は、破碎処理施設全体の処理能力を指します。粗破碎机では、不燃ごみ及び可燃性粗大ごみのみを破碎するため、5t/日未満の能力としています。高速回転破碎机では、粗破碎された不燃ごみと可燃性粗大ごみのみを破碎するため(粗破碎された可燃性粗大ごみは破碎しないため)、5t/日未満の能力としています。
4	13	第4章	4.5	(8)	3)参考資料2の閲覧	■設置届出書 性能指針に照らした対応状況において 安定稼働:「90日間以上連続して安定運転が可能な焼却施設としている」とありますが、維持管理に関する事項「別紙2-5」5設備の点検、整備、部品交換の推奨頻度の表の中で①給じん装置の内部の清掃、点検②焼却炉本体の内部の灰付着部掃除、点検③燃焼装置の内部の掃除、点検等においてこれらの頻度として、約1回/月との記載があります。掃除を実施しない場合でも、90日程度の連続運転(16h/d×90日)が可能なプラントであるという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご質問のとおりですが、点検、整備、部品交換の推奨頻度を守る運転計画としてください。
5	13	第4章	4.5	(8)	3)参考資料2の閲覧	参考資料1の主要設備概要書の設計仕様と参考資料2の実施設設計図書に記載されている機器仕様で一部異なる部分がありますが、参考資料2の実施設設計図書の方を「正」としてよろしいでしょうか。例えば、消石灰貯留槽(5→9m ³)、活性炭貯留槽(5→7m ³)の容量、電動機の出力(機器冷却水湯水ポンプ:2.2→5.5kW)等。	基本的にはご質問のとおりですが、一部機器については、最終決定していないものもありますので、最終的な機器の仕様は平成24年12月に施工企業より提出される竣工図書によるものとします。
6	20	第6章	6.3	(1)	技術提案書	「運転管理等業務に関する提案書」、「経営計画に関する提案書」、「添付資料」は1冊に取りまとめて編集することとなっておりますが、ページ番号は、全てを通し番号にするのではなく、以下のように、各々完結させてふとの理解でよろしいでしょうか。 「運転管理等業務に関する提案書」1/〇～〇/〇 「経営計画に関する提案書」1/△～△/△ 「添付資料」1/□～□/□	ご質問のとおりです。
7	21	第7章	7.1	(2)、1)	委託料の構成	参考資料2の閲覧時に提示された資料1-11年間維持補修経費(参考)から見ると資料1-10特定部品の更新費用は入っていないように見受けられます。更新が必要になった場合はその費用負担は、受託者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	受託者の範囲内としてください。
8	21	第7章	7.1	(2)、1)、②	変動費	「変動費」には浸出水処理にかかる薬品費も含まれるとのことですが、様式第13号-4には、別紙3(焼却施設)と別紙4(破碎選別施設)しかなく、最終処分場の変動費を記載する様式がありません。どのように考えればよいでしょうか。	最終処分場の浸出水の処理にかかる費用は、年間の浸出水の処理量を175日/年×10m ³ /日=1,750m ³ /年として固定費の中で算出してください。 ただし、実際の運転において、浸出水の処理量がこれに満たない場合、または、これを超過した場合の費用の精算については、組合と受託者との協議とします。
9	22	第7章	7.1	(2)	運転準備期間に関する取扱	運転準備期間に係る各種用費費用は、施工業者にてご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
10	参考資料1	別紙3		3	水質測定項目及び頻度	「埋立終了後～廃止まで」の「浸出水原水」を対象とする測定で、1回/6月の頻度で測定する項目は「①排水基準等にかかる項目」36項目)となっておりますが、「排水基準等にかかる項目」とは、表2-1の「下水道排除基準」とは異なるもののでしょうか。	ご質問のとおりです。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	9	第2章	第3節	3.11	許認可等の取得	受託者は、運転準備期間に本件業務を実施するにあたり必要とされる許認可等を取 得することになっていますが、どのような許認可等が該当するのかご教示願います。	一例として、電気、用水、電話等の手続きが該当します。
2	12	第2章	第3節	3.15	(1)-2)給水	「営農用水の1日の使用量は、約30m3であり……営農用水は、紋別市最終処分場の 浸出水処理施設でも使用しているため、その使用にあたっては、浸出水処理施設の 運転に支障をきたさないよう配慮すること」とありますが、営農用水の使用量約30m3 の内訳に、既存の紋別市最終処分場の浸出水処理施設に使用する水も含まれる考 えでしょうか。それとも、純粋に約30m3は、本件施設で使用可能と考えてよろしいの でしょうか。 30m3の内訳に既存の紋別市最終処分場での使用が含まれる場合は、その1日あた りの使用量をご教示願います。	営農用水の使用量(日量約30m3)の内訳には、既存の紋別市最終処分場の浸出水 処理施設での使用量は含まれます。この浸出水処理施設での使用量は、毎月15m3程 度です。1日あたりの使用量は、浸出水の発生量によって変動しますので、月使用量 のみの回答とします。
3	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設 の保証等	瑕疵、過失等による不具合に関して、組合、設計・施工企業、受託者における原因の 究明、責任の所在を確認するための費用は、最終的に責任者の負担と考えてよろし いでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	14	第2章	第3節	3.19	最終処分場の 保証等	瑕疵、過失等による不具合に関して、組合、設計・施工企業、受託者における原因の 究明、責任の所在を確認するための費用は、最終的に責任者の負担と考えてよろし いでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
5	22	第4章	第1節	1.1	受入管理	プラットホーム内の計画車両動線図がありましたらご教示願います。	当該図はありませんが、現在、サイン計画を検討しており、停止線や、動線矢印等の 表示を行う予定です。
6	26	第5章	第2節	2.5(1)	最終処分物の 運搬	焼却施設より排出され最終処分場に運搬される「処理不適物」とは、具体的にどのよ うなものを想定されていらっしゃいますか。	処理することにより施設の設備または機器等が損傷、破損、著しい消耗等を起す おそれのある廃棄物で、ボウリングの玉、石臼、レンガブロック、セメント・モルタル等 を想定しています。
7	29	第5章	第3節	3.5(1)	最終処分物の 搬出	破碎選別施設より排出され最終処分場に運搬される「処理不適物」とは、具体的にど うようなものを想定されていらっしゃいますか。	No.6の回答をご参照ください。
8	33	第5章	第4節	4.5(3)	搬入管理	運営期間中に埋立物投入装置の撤去工事が必要になった場合、撤去工事は、受託 者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	埋立が進行し、埋立物投入装置が必要なくなった場合は、埋立物投入装置を埋立地 南側に固定して使用しない計画としております。したがって、埋立物投入装置の撤去 は想定しておりませんが、受託者の責任による故障等により、埋立物投入装置の撤 去が必要となった場合は、撤去・据付工事は受託者の負担で行ってください。
9	33	第5章	第4節	4.6(4)	埋立作業	実施設計図書では、中間覆土は残土でも可と読み取れるかと思えます。その場合、 所定量の残土が確保できると解釈してよろしいでしょうか。	中間覆土は残土ではなく、原則、購入土で行う計画としてください。なお、中間覆土と して購入する材料については、埋立地の早期安定化等にも配慮した提案としてくださ い。
10	34	第5章	第4節	4.10	その他の管理 (1)	埋立物投入装置について維持管理基準と関係法令についてご教示願います。	埋立物投入装置に関する維持管理基準については定まったものではありません。ま た、関係する法令も想定しておりません。
11	34	第5章	第4節	4.10(2)	その他の管理	(2)受託者は、「最終処分場維持管理計画書」に従い、埋立開始前及び埋立開始後 において、地下水の水質測定を行うこととあり、地下水の測定ヶ所は埋立地上流のモ ニタリング井戸1ヶ所、埋立地下流のモニタリング井戸2ヶ所とあります。また、参考資 料1(最終処分場)別紙3の維持管理計画の3.水質測定項目及び頻度では、地下水 の測定ヶ所は上流モニタリング井戸と下流モニタリング人孔とあり、添付資料6モニタ リング井戸の位置図、構造図にその位置が示されています。この図では埋立地下流では 1ヶ所ととれますが、別に測定が必要な下流モニタリング人孔があるのででしょうか。	モニタリング井戸の箇所数は、埋立地上流側に上流モニタリング井戸(L=15m)1ヶ 所、埋立地下流側に北側モニタリング井戸(L=16m)、モニタリング人孔(L=4.9m)、南 側モニタリング井戸(L=12m)の3ヶ所、合計4ヶ所となります。添付図面を参照してくだ さい。 ただし、現状モニタリング井戸は未施工であるため、地下水の採水状況により、井戸 の位置及び深度が変更になる可能性があります。
12	34	第5章	第4節	4.10(3)	その他の管理	表5-10にある埋立開始後の浸出水水質とあるのは、浸出水原水の水質のことではし ょうか。	ご質問のとおりです。
13	40	第7章	第1節	1.6	点検・検査計 画	表7-2法定点検及び測定項目のNo.8ダイオキシン類濃度で飛灰1検体×2炉 1年毎と ありますが、ダイオキシン類濃度について本施設では要求水準書の3.14公害防止基 準には飛灰処理物があります。各炉からの飛灰のダイオキシン類の濃度の測定をす れば、飛灰処理物の測定は不要と考えればよろしいでしょうか。	表7-2の「飛灰」を「飛灰処理物」と読み替え、それぞれの炉毎に飛灰処理物の測定 を行うものとしてください。
14	47	第8章		1.5	計測項目及び 計測頻度	表8-1計測項目及び計測頻度(環境保全基準)で破碎選別施設のごみ質の計測頻度 が示されていません。ご提示願います。またごみ質の下の*選別物含むとありますが、 これは具体的に何をさすのでしょうか。	年4回以上としてください。選別物とは、破碎選別施設から発生する「可燃性残渣」、 「不燃性残渣」、「アルミ」、「鉄」を指します。

3. 落札者決定基準に対する質問

質問なし

4. 様式集に対する質問

No	頁	様式	大項目	中項目	カナ等	質問	回答
1		Word版 様式第11号(別紙1)	要求水準に関する確認書参考資料	基準上の留意点	※1	技術提案書の添付資料として「要求事項回答書」の作成に当たり、平成24年4月18日付の「要求水準書」のWord版データを頂けないでしょうか。	資格審査を通過した入札参加者の代表企業全てに対して電子メールにより送付します。
2		Excel版 様式第12号-5	運転計画	1号炉 2号炉		各年度の1号炉、2号炉の欄には稼働日、点検・検査、補修・更新、休炉の期間を着色することになっていますが、一行目の記入例の数値の意味をご教示願います。	吹き出し中の注釈にあるとおり、運転計画中の点検・検査、補修・更新に記載する数字のことを指します。なお、注釈で「様式第12号-6、様式第12号-7」とあるのは、「様式第12号-7、様式第12号-8」と読み替えてください。
3		第15号	入札書			参加表明書の提出日から特別目的会社(SPC)設立日までの期間、「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務」に係る西紋別地区環境衛生施設組合との契約について、全て代表企業が代表取締役の印鑑を使用して行う場合(代理人を立てない場合)、様式第15号入札書の「入札者氏名」は「代表企業の代表者氏」、「入札代理人氏名」の欄はブランクでよろしいのでしょうか。それとも、「入札代理人氏名」の欄は「開札に立ち会う者(開札に関する委任状「様式第16-1号」にて委任された代理人)の氏名」を記載すればよろしいのでしょうか。	開札に際して代表企業の代表取締役又は代表取締役社長が開札に立ち会う場合は、様式第15号の入札者の欄に代表者を記載し、使用印鑑届にて提出された使用印を捺印して下さい。その場合、入札代理人の記載欄は不要です(様式第16-1号の提出も不要です)。また、入札代理人を立てる場合には、様式第16-1号の代表企業代表者の欄に代表者の記載と使用印を捺印し、あわせて委任される代理人の氏名を記載し捺印して下さい。その場合、入札書(様式第15号)については入札者の欄に代表者を記載し(使用印の捺印は不要です)、入札代理人氏名の欄に、開札に立ち会う者(開札に関する委任状(様式第16-1号)にて委任された代理人)の氏名を記載して委任状の代理人と同じ印鑑を捺印して下さい。
4		第16-1、2号	委任状			代表企業の代表者の代わりに者が開札に立ち会う場合は、様式第16-1号の委任状のみを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。

5. 基本協定書(案)に対する質問

質問なし

6. 委託契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	-	-	-	-	別紙内訳書	別紙内訳書1、別紙内訳書2について、包括的委託の観点(性能発注)から詳細に金額を記載することは、事業運営上において弾力性を失うことになるものと考えられます。このことから各施設ごとの固定費及び変動費という大枠の区分により契約できないものなのでしょうか。	委託契約書(案)のとおりとします。
2	7	24	1	-	本施設に係る計測	本施設に係る計測は、「自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、～」とありますが、「法的資格を有する第三者」には「構成員」も含まれますでしょうか。	法的資格を有する第三者を構成員に含めた提案は可とします。